

令和7年度 創業者成長支援補助金

長崎市では、創業サポート長崎による特定創業支援等事業を受けたうえで、持続的な経営に向けた事業計画を作成した創業者の方を対象に、販路開拓や経営改善に必要な経費の一部を補助します。

対象者	次の要件をすべて満たすもの ・長崎市内で創業予定または創業後5年未満の法人または個人 ・創業サポート長崎による特定創業支援等事業を受け、さらに事業計画を作成したもの		
対象経費	補助対象経費	具体例	
	(1) 広報費	・チラシ、パンフレット、のぼり、看板等のデザイン、製作費 ・HP作成費 ・広告物掲載料 ・動画作成費 ・マーケティングに要する経費	
	(2) 外部委託費	・試作品製造委託費 ・新たな包装パッケージに係るデザイン費 ・新商品開発に伴う成分分析委託費	
	(3) 機械器具借上料	・高齢者、乳幼児連れ家族の集客力向上のための高齢者向け椅子、ベビーチェア	
	(4) 備品購入費	・衛生向上や省スペース化のためのショーケース ・生産販売拡大のための鍋、オーブン、冷凍冷蔵庫 ・新たなサービス提供のための製造、試作機械 ・新商品を陳列するための棚	
	(5) 展示会等出展費	・展示会、見本市への出展、商談会への参加費用	
	(6) その他経費	・クラウドファンディングの利用に伴う手数料	
消費税、地方消費税等、税金に係る部分は対象外です			
補助率 上限額	補助率：2分の1 補助上限額：25万円 ※千円未満切り捨て	募集 期間	令和7年6月2日(月)～ 令和7年11月28日(金) ※当日消印有効
申請 ～ 事業 実施 まで	(1) 申請準備 ・申請書等の他、創業サポート長崎の支援機関の支援によって作成された最新の「補助事業計画書」を提出いただきます。こちらは各支援機関へご連絡をお願いします。 ・申請には、「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」が必要です。取得までに1か月以上要しますので、補助金の申請をご検討の方は、お早めに支援機関へご相談ください。		
	(2) 申請・審査・交付決定 ・申請受付後、審査を行い、交付・不交付を決定します。 ・審査の際、申請書の内容について問い合わせることがあります。 ・審査結果は個別に通知します(交付申請書受領後、概ね1か月以内)		
	(3) 事業実施(交付決定日～令和8年2月27日) ・補助金の交付決定後、速やかに事業を開始してください。補助対象事業の内容を変更する場合は、変更の承認を受ける必要があります。		
	(4) 事業完了後 ・目標期間の終了後、完了報告書に必要な書類を添えて提出してください。		

※詳細な条件や申請方法等については裏面をご覧ください

注意事項

- ・本補助金の交付は、事業者ごとに1回のみです
(過去に本補助金の交付を受けたことがある場合も含まれます)
- ・補助対象経費は、当該事業に必要な経費であって、交付決定日以降に発生した経費のみです
- ・補助対象経費の具体例は一部です 対象になるかどうかは個別にお問い合わせください
- ・PC、タブレット等、汎用性が高く目的外使用になりえるものや原材料、消耗品に要する経費は対象外です

補助対象者 ※事業承継に伴う創業等、対象外となる場合があります

- (1) 交付申請年度の2月末日までに長崎市内で創業を予定している個人または会社
- (2) 長崎市内で創業後、5年未満の個人または会社
※個人の場合には、長崎市内に住所を有する、またはその予定であること
※(2)は申請日時点

上記の(1)(2)のいずれかであって、以下の要件をすべて満たす者

- ア 次のいずれかに該当すること
- (ア) 市内に住所及び主たる事業所を有する、または当該年度の2月末日までに有する予定の個人※
 - (イ) 市内に主たる事業所を有する、または当該年度の2月末日までに設立する予定の法人
- イ 長崎市の「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」の発行を受けた者
- ウ 市税の滞納がないこと
- エ 暴力団員でないこと
- オ 同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けていないこと(国または県によるものを含む)

補助対象事業

創業者が策定した事業計画に基づき実施する事業であって、次のいずれにも該当しないこと

- (1) 宗教的活動または政治的活動を目的とするもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する事業
- (3) フランチャイズまたはこれに類する契約に基づくもの

申請書類

- (1) 補助金等交付申請書
- (2) 長崎市創業者成長支援補助金 補助事業計画書
- (3) 長崎市創業者成長支援補助金に係る事業計画書の確認書
- (4) 補助対象経費が確認できる見積書等の写し
- (5) 市税を滞納していないことの証明書(完納証明書)
- (6) 事業税に未納がないことの証明書(納税証明書)
- (7) 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書(納税証明書)
- (8) 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写し
- (9) 役員等名簿

■本補助金を申請するためには「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」が必要です■

長崎市の「認定創業支援等事業計画」に基づき、創業サポート長崎の支援機関による継続的な支援(おおむね1か月(4回)以上)を受け、経営・財務・人材育成・販路開拓の4つの知識をすべて習得した創業希望者に対し、市が「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」を発行します。

支援を希望される場合は、まず支援機関へ電話連絡をお願いします。

◇支援機関へ電話連絡

↓

◇おおむね1か月の期間をかけ、4回以上の支援を受け、創業に必要な知識を身につける

↓

◇長崎市から「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」を交付

支援内容等、詳細は「創業サポート長崎」ホームページをご覧ください。

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/3441.html>

